

有害物質貯蔵指定施設を設置する60日より前に届出が必要です。(正本・写しの計2部作成してください。)

(注意) 本記載例はあくまで一例を示したものです。

水質汚濁防止法第5条に基づく届出書に係る添付書類等一覧表

		第1項		第3項			第2項※1	備考
		特定施設	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	有害物質使用特定施設		
様式	様式第1	○	○	○	○	○		
	別紙1	○	○	—	—	—		
	別紙1の2	—	○	—	—	—		
	別紙2	○	○	—	—	—		
	別紙3	○	○	—	—	—		
	別紙4	○	○	—	—	—		
	別紙5	○(指定区域内)	○(指定区域内)	—	—	—		
	別紙6	○	○	—	—	—		
	別紙7	—	—	—	—	○		
	別紙8	—	—	—	—	○		
	別紙9	—	—	—	—	○		
	別紙10	—	—	—	—	○		
	別紙11	—	—	—	—	○		
	別紙12	—	—	○	○	—		
	別紙13	—	—	○	○	—		
別紙14	—	—	○	○	—			
別紙15	—	—	○	○	—			
添付書類※2	資料1	工場案内図	○	○	○	○	○	事業所の位置図
	資料2	主要施設の配置図	○	○	○	○	○	平面図に対象施設等を明記
	資料3	有害物質使用特定施設等に係る設備配置図	—	○	○	○	○	設備の配置を示す図
	資料4	特定施設の構造図、仕様書、カタログ類	○	○	○	○	○	立面図、断面図、平面図等 主要寸法を明記
	資料5	有害物質使用特定施設等に係る設備構造図、仕様書、カタログ等	—	○	○	○	○	設備本体、配管等及び排水溝等の構造図 (立面図、断面図、平面図等)
	資料6	特定施設等を含む操業の系統	○	○	○	○	○	生産工程図等
	資料7	用水及び排水の経路図	○	○	○	—	○	主要施設と用水(上水・井戸水等)及び排水(生活排水・工程排水・雨水排水等)別の経路図
	資料8	有害物質に係る搬出入の系統図	—	—	—	○	—	貯蔵指定施設のみ
	資料9	使用する原材料等の成分表・SDS等	—	○	○	○	○	
	資料10	汚水等の処理施設の構造図、仕様書、カタログ等	○	○	○	—	○	主要寸法を明記
	資料11	汚水等の処理の系統	○	○	○	—	○	
	資料12	汚水等の処理施設の設計計算書	○	○	○	—	○	

○：必須、—：必要に応じて添付

※1 県条例適用区域では、原則として届出は生じません。

※2 その他、届出の内容により知事が必要とする書類の提出を求めています。

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、~~変更~~）届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

茅ヶ崎市長 殿

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名）

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 神奈川県茅ヶ崎市▲▲一▲

届出者 氏 名 株式会社〇〇 △△工場

代表取締役 ■■ ■■

電話番号 〇〇〇〇 (□□) △△△

△

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社〇〇 △△工場	※整理番号		
工場又は事業場の所在地		茅ヶ崎市▲▲一▲	※受理年月日	年 月 日	
第5条第1項関係	特定施設の種類	/	※施設番号		
	有害物質使用特定施設の該当の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造		別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）		別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法		別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法		別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量		別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量		別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。				
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	＝			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。			
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。			

係	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	T-1	T-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	貯蔵タンク (〇〇社製 △△-△△)	貯蔵タンク (〇〇社製 △△-△△)
構 造	ステンレス製 (資料4 構造図のとおり)	FRP製 (資料4 構造図のとおり)
主 要 寸 法	直径1500mm×6000mm×2基	1000mm×1000mm×1500mm×1基
能 力	貯蔵量 各10000L	貯蔵量 1500L
配 置	工場棟北側（屋外）に設置 (資料2 配置図のとおり)	工場棟屋外に設置 (資料2 配置図のとおり)
床 面 及 び 周 圍	床面は厚さ200mmのコンクリートを敷設し、△△樹脂コーティング 周囲には防液堤を設け、流出を防止する(貯留量〇m ³)	床面は厚さ100mmの鉄筋コンクリート造 周囲には側溝を設け、流出を防止
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2012年10月 1日	2012年10月 1日
工事完成予定年月日	2012年10月31日	2012年10月31日
使用開始予定年月日	2012年11月 1日	2012年11月 1日
その他参考となるべき事項	<p>「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨記載すること</p> <p>「床面及び周囲」の欄には、床下又は本体下部に目視可能な空間の有無についても記載すること。</p> <p>貯蔵施設本体が「地下貯蔵施設」である場合は、「その他参考となるべき事項」にも液面計や漏洩検知装置の有無について記載すること。</p>	

備考 配置の欄には、

機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	T-1	T-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管、バルブ、フランジ、ポンプ設備	なし
構造	ステンレス製 (資料5 設備構造図のとおり)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。 「トレンチ」とは、配管を設置するための細い溝状の構造物のこと。 </div>
主要寸法	地上配管 50A×20m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所 ポンプ 1台	
配置	タンクT-1～△△施設（工場棟1階）まで (資料3 設備配置図のとおり)	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2012年10月 1日	2012年10月 1日
工事完成予定年月日	2012年10月31日	2012年10月31日
使用開始予定年月日	2012年11月 1日	2012年11月 1日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること
 「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	T-1	T-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	工場棟北側（屋外）から工場棟1階	工場棟屋外に設置
操業の系統	〇〇反応施設へベンゼンを供給（資料6 工程図のとおり）	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1週間に1回	1日1回
1日当たりの使用時間	1時間/回	5分/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）		
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	ベンゼン（〇～〇%）	シアンを含む廃液（濃度〇～〇mg/L）
その他参考となるべき事項		廃液は、月1回の頻度で産業廃棄物として処理委託。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>T-1 搬入：タンクローリーから供給 1週間に1回程度、1時間 搬出：配管、ポンプにより〇〇施設へ供給。 連続的に供給 1日1000L</p> <p>T-2 搬入：シアンを含有する廃液を1日1回ポリタンクにより投入 搬出：産業廃棄物処理業者がバキュームにより吸引、</p> <p>（資料8 搬入及び搬出の系統図のとおり）</p>		
<p>用途別用水量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水量(m³/日)</p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

別添 その他参考事項

1 添付資料等一覧

添付	資料番号	資料の名称	備考
○	資料1	工場案内図	
○	資料2	特定施設等・汚水等の処理施設及びこれらに関連する主要施設の配置図	配置図
○	資料3	有害物質使用特定施設等に係る設備配置図	設備配置図
○	資料4	特定施設等の構造図・仕様書・カタログ類	
○	資料5	有害物質使用特定施設等に係る設備の構造図・仕様書・カタログ類	設備本体、配管等及び排水溝等の構造図
○	資料6	特定施設等を含む操業の系統	生産工程図（フローシート）
	資料7	用水及び排水の経路図	
○	資料8	有害物質の搬入搬出系統図	
○	資料9	使用する原材料等の成分表・SDS等	SDS
	資料10	汚水等の処理施設の構造図・仕様書・カタログ類	
	資料11	汚水等の処理の系統	<p>該当するものに○</p> <p>「不要」：当該法令に基づく手続きが必要でない 「完了」：当該法令に基づく手続きが必要な場合で、許可を受けた又は届出が受理された 「未了」：「不要」及び「完了」以外の状況</p>
	資料12	汚水等の処理施設の設計計算書	

2 届出理由

3 他法令による許可・届出の状況

神奈川県生活環境の保全等に関する条例	不要・未了・完了 (○年○月○日提出)
騒音規制法	不要・未了・完了
大気汚染防止法	不要・未了・完了

今回届出に係る特定施設を含む事業場内の全ての特定施設等について記載

4 特定施設等一覧表

施行令別表第1の番号	特定施設の名称又は有害物質貯蔵指定施設	有害物質の種類	今回届出後の台数
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		2台
66	電気めっき施設		1台
	有害物質貯蔵指定施設	ベンゼン	1基
	有害物質貯蔵指定施設	シアン化合物	1基

5 特定事業場の概要等

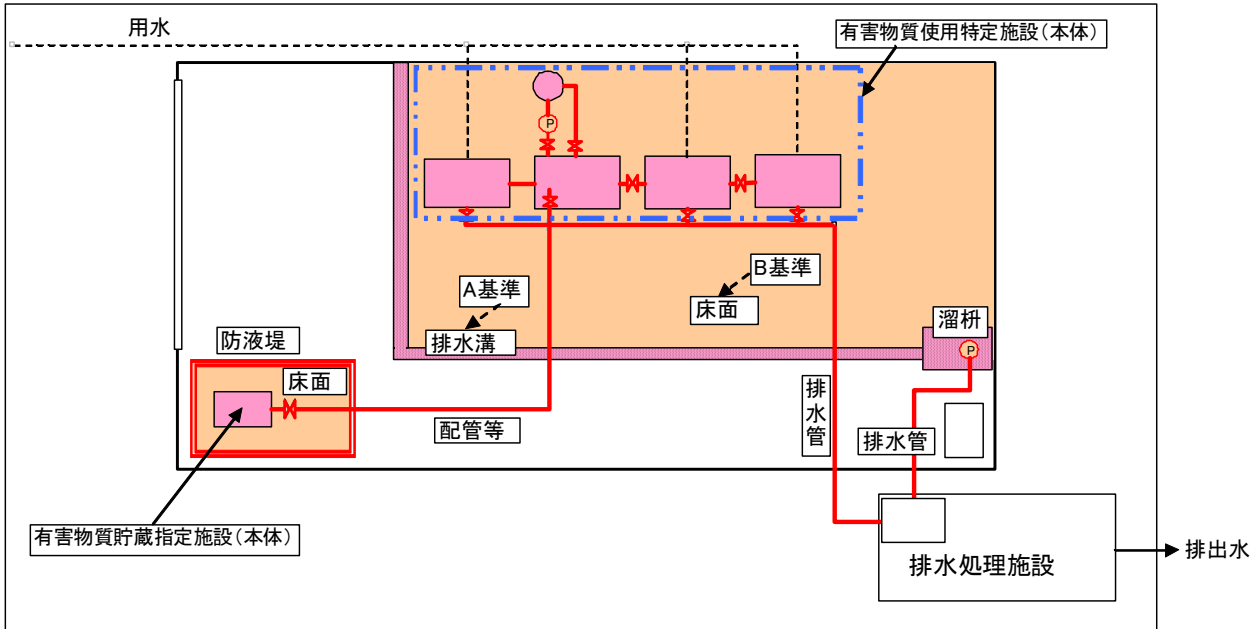
資本金	〇〇〇〇千円	従業員数	40人	業種(細分類)	自動車部品製造業 (3113 自動車部品・附属品製造業)
主要製品	樹脂外装部品〇〇、〇〇			操業時間	9時～17時
用途地域	工業専用 地域	敷地面積	800 m ²	建物面積	500 m ²
担当部課係	環境安全グループ	担	都市計画法により定められた用途地域を記載 00)000-0000 新(000)000-0000		

【以下は、添付資料等の例】

資料 1 工場案内図（省略）

資料 2 特定施設・汚水等の処理施設及びこれらに関連する主要施設の配置図（省略）

資料 3 有害物質使用特定施設等に係る設備配置図

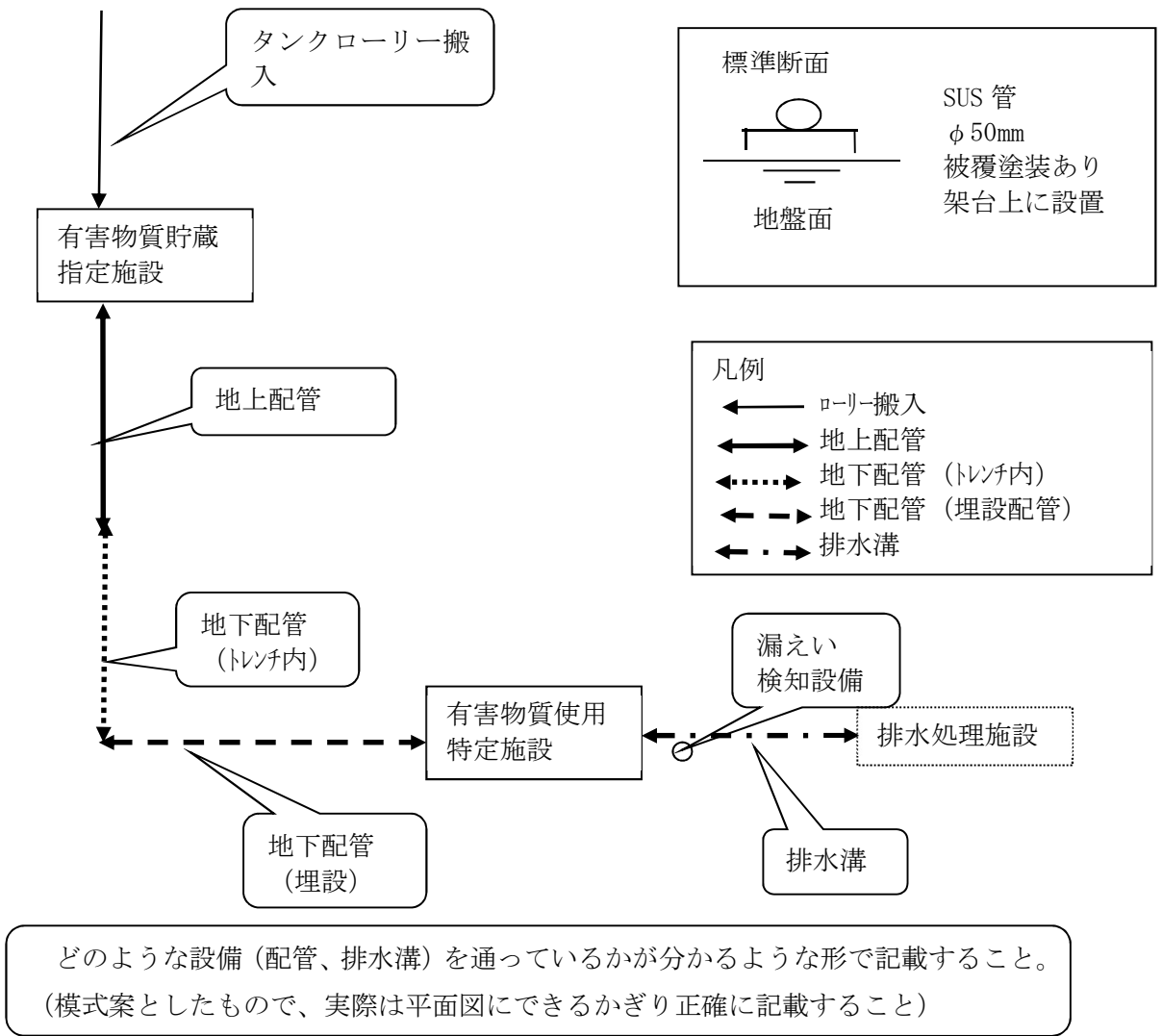


資料 4 特定施設の構造図（主要寸法を記載）・仕様書・カタログ類（省略）

資料 5 有害物質使用特定施設等に係る設備の構造図（主要寸法を記載）・仕様書・カタログ類（省略）

資料 6 特定施設を含む操業の系統（省略）

資料8 有害物質の搬入及び搬出に係る系統図（例）



資料9 使用する原材料等の成分表・SDS等（省略）